

令和 8 年度東近江市スポーツ施設の利用日程調整要領

1 目的

この要領は、東近江市スポーツ施設の利用日程について、大会等を行うために早期の施設予約が必要な関係競技団体及び関係機関等と事前に調整することにより、効果的なスポーツ振興及び利用団体の利便性の向上を図ることを目的とします。

2 対象とする施設 別紙 1 のとおり

3 対象期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 対象とする大会等

年間利用申請できる大会は、多チーム編成で、おおむね 50 名以上で実施する事業とする（原則として申請団体が主催するものに限ります）。講習会、教室、練習等は、利用日程調整の対象外とします。

なお、中央、県及びブロックの競技団体、事業の実行委員会等が主催する事業を、その事務局を担う団体（主管団体）が代行して申請する場合は、表中《主催者名》に記載の団体が主催する事業として使用料区分を決定します。団体情報中「団体名」に関わらず、実際に主催される団体名を「主催者名」に正確に記入してください。

5 調整方法

(1) 提出のあった対象とする大会等の利用計画書を基に、市で定める基準により施設管理者が調整します。

(2) 希望日が重複した場合は、第 2 希望、第 3 希望、大会規模や内容に応じて、施設管理者が総合的に判断し、協議の上調整します。

6 スケジュール

(1) 利用計画書の受付期間

令和 7 年 11 月 13 日（木）から令和 7 年 12 月 2 日（火）まで

(2) 調整期間

令和 7 年 12 月 3 日（水）から令和 7 年 12 月 12 日（金）まで

(3) 仮決定（市ホームページに掲載します。）

令和 7 年 12 月 16 日（火）

(4) 修正受付期間（仮決定の内容に修正や不明な点がある場合は、計画書提出先の施設管理者に問合せてください。）

令和 7 年 12 月 16 日（火）から令和 7 年 12 月 19 日（金）まで

(5) 最終決定（市ホームページに掲載します。）

令和 7 年 12 月 23 日（火）

(6) 施設利用許可申請（本申請）

令和 8 年 1 月 6 日（火）から利用日の属する月の 4 箇月前の月末まで

7 利用計画書

(1) 提出先 利用を希望されている施設（別紙 2 のとおり）

(2) 提出方法

所定の利用計画書に必要事項を記入の上、持参、FAX またはメールでの提出とします。

(3) 添付書類

大会等の実施要項を提出してください。

なお、利用計画書提出時において大会要項が作成されていない場合は、前回大会の要項も可とします。

(4) 注意事項

ア 規定で定める各施設の休館日以外に、別添資料の利用不可日は、施設利用ができませんので御注意ください。

なお、施設によっては、選挙の投票所、開票所、施設改修工事等、その他不測の事態により、急遽、利用をお断りする場合がありますので、御留意ください。

イ 施設は、原則、規定（別紙 1 参照）で定める時間内が利用可能時間です。大会の準備等のために時間外の利用が必要な場合は、施設管理者と協議の上、許可があった場合は利用可能とします（最大でも屋内施設は午前 8 時から。屋外施設は午前 7 時から。ただし、ひばり公園湖東スタジアムの内野部分の利用は、施設準備のため最大でも午前 8 時からとします。）。

なお、規定時間外に係る施設使用料は、条例の規定により 1 時間当たり 5 割増相当額となります。

ウ 大会等の準備のために施設に入場する時間から大会等終了後に物品の片付けを完全に終えて施設を退場する時間まで（1 時間単位）を施設利用時間として確保するため、利用計画書の作成に当たっては上記イを踏まえた上で、“準備開始”欄と“片付終了”欄について必要な時間を十分に見込み、記入してください。

なお、申請時間外に入場、または、退場することは原則お断りします。計画の変更等によりやむを得ず入場または退場の時間が延長となる場合は、事前に指定管理者と協議の上、許可があった場合は利用可能とします。その際に発生する利用料金等はお支払いいただきます。また、利用当日に大会運営の都合により申請の内容よりも早く退場される場合であっても、その分の使用料の

返金はしませんので御了承ください。

エ 第2、第3希望日については、重複する場合に備えて、必ず御記入ください。
記入の無い場合は、利用計画書の受付はできません。

オ 希望する施設の代替えが可能な施設がある場合は、備考欄にその施設名を
御記入ください。

カ 施設の利用に当たって、大会利用は、1団体当たり、同月内は2大会までと
しますので、利用計画書の提出に当たっても御留意ください。

キ 土・日曜日の予備日希望は、原則、受け付けません。大会利用日とその予備日
については、10日以上あけて申請してください。10日以内の場合は、使用料を
徴収します。

ク 提出がFAX及びメールの場合は、必ず提出先に着信確認をしてください。

8 その他

(1) 利用調整結果（仮決定及び最終決定）については、市ホームページに掲載しま
すので、必ず御確認ください。

(2) 最終決定後、正式な施設利用許可申請（本申請 ※紙ベース）が必要です。

以下の点に注意の上、申請書を期日までに利用する施設へ提出してください。

ア 提出期日は、令和8年1月6日から施設利用日の属する月の4箇月前の
月末まで（厳守）。

イ 申請書は各施設に設置していますので、事前に利用を希望する施設にて用
紙の受け取りをお願いします。

ウ 付帯設備や会議室等の併用利用を希望する場合は、申請書提出時に併せて
申請してください（※上記の提出期日を過ぎますと、予約システムにて他の利
用者が施設や付帯設備・会議室等の予約を入れたとしても、市や施設管理者は
責任を負いません）。

エ 令和8年4月利用の場合は、4箇月前が令和7年12月となるため、令和8年
1月6日以降速やかに提出してください。

オ 期日までに申請書の提出がない場合は、予約を解除します。

(3) 利用計画書提出時に大会の実施要項が提出できていない団体は、必ず本申請
時に当該大会の実施要項を提出してください。

(4) 特別な事情がない限り、原則として利用日程調整後における変更及びキャン
セルはできません。やむを得ない事由でキャンセルされる場合においても、開
催日から60日以内のキャンセルは使用料の50パーセントを、また10日以内のキ
ャンセルはその全額をお支払いいただきます。

なお、変更内容が当初計画と大きく異なる場合（例：主催者の変更や大会→

練習試合など事業形態の変更等)は、次年度から利用日程調整に係る利用計画書の提出を制限する場合があります。

(5) 前項の規定は、特別警報または警報発令による中止の場合、屋外施設においては当日の天候で競技の開催が不可能な場合における中止の場合は適用しません。

(6) 利用日程調整の時点から施設の使用料が改定され、大会等の運営に支障をきたす場合のキャンセルについては受け付けますが、他の施設への振替等の措置はありません。

(7) 施設利用のルールをお守りいただけない団体、施設利用マナーが悪い団体は、次年度から利用日程調整に係る利用計画書の提出を受付しかねます。

(8) 利用調整後に、新たに大会等で申請を行う場合は、直接、各施設に空き状況を確認の上、御申請ください。

(9) スポーツ施設での合宿利用を検討される場合は、利用調整後の令和8年1月以降にスポーツ課まで御相談下さい。ただし、市外の団体が、市内宿泊施設に宿泊する場合があります。

全般的なことに関する問合せ先

東近江市文化スポーツ部スポーツ課

電話 0748-24-5674

I P 050-5801-5674

別紙 1

施設名（屋内）	定休	利用時間	施設の概要
総合運動公園布引体育館	水曜	9：00～ 22：00	バドミントン13面（サブコート含む）・バレーボール4面（サブコート含む）ハンドボール1面・バスケット2面・テニスコート2面
平田体育館	水曜	9：00～ 22：00	バドミントン2面・バスケット1面・バレーボール2面
蒲生体育館	火曜	9：00～ 22：00	バドミントン6面・バスケット2面・バレーボール2面・ハンドボール1面
湖東体育館	火曜	9：00～ 22：00	バドミントン6面・バスケット2面・バレーボール2面
おくのの運動公園体育館	月曜	9：00～ 22：00	バドミントン6面・バスケット1面・バレーボール2面
永源寺運動公園体育館	月曜	9：00～ 22：00	バドミントン2面・バスケット1面・バレーボール2面
能登川アリーナ	月曜	9：00～ 22：00	バドミントン8面・バスケット2面・バレーボール2面・ハンドボール1面・フットサル1面
五個荘体育館	月曜	9：00～ 22：00	バドミントン6面・バスケット2面・バレーボール2面

施設名（屋外）	定休	利用時間	施設の概要
総合運動公園布引陸上競技場	水曜	9：00～ 22：00	陸上競技場（日本陸連公認3種）、多目的グラウンド（ソフトボール4面、少年野球4面、サッカー2面）
長山公園	水曜	【5/1～10/31】 9：00～21：00 【11/1～4/30】 9：00～18：00	グラウンド（ソフトボール4面、軟式野球2面）、テニスコート（2面）
平田グラウンド	水曜	9：00～ 21：00	グラウンド（ソフトボール・サッカー各1面）

蒲生運動公園	火曜	9 : 00～ 18 : 00	野球場、第二テニスコート（6面）
		9 : 00～ 22 : 00	グラウンド（ソフトボール4面、サッカー2面）、第一テニスコート（2面）兼フットサルコート（1面）
ひばり公園	火曜	9 : 00～ 22 : 00	湖東スタジアム（硬式野球可※条件あり）、グラウンド（軟式野球、サッカー、ソフトボール各1面）、ひばりドーム（テニスコート2面）、屋外テニスコート4面
すこやか杜運動公園	火曜	9 : 00～ 22 : 00	野球場（硬式野球可）、テニスコート兼フットサルコート2面
おくのの運動公園	月曜	【4/1～10/31】 9:00～21:00	野球場（硬式野球可）、テニスコート2面、フットサルコート1面
		【11/1～3/31】 9:00～18:00	
		9:00～18:00	多目的広場（サッカー1面）
		9 : 00～ 22 : 00	グラウンド（ソフトボール・少年サッカー各2面）
永源寺運動公園	月曜	9 : 00～ 21 : 00 【11/1～4/30】 9:00～18:00	グラウンド（軟式野球、ソフトボール、サッカー各1面）
能登川グラウンド	月曜	9 : 00～ 21 : 00（日曜日17:00まで）	グラウンド（サッカー各1面・グラウンドゴルフ2コース）
やわらぎの郷公園	月曜	9 : 00～ 16 : 00	屋根付き多目的広場（ゲートボール4面）、テニスコート（6面）、芝生広場
ふれあい運動公園	月曜	9 : 00～ 16 : 00	グラウンド（サッカー2面）、グラウンドゴルフ（4コース）、ソフトボール（4面）
繖公園	月曜	9 : 00～ 22 : 00	野球場、グラウンド（ソフトボール、サッカー各1面）

別紙 2

施設名	利用計画書提出先
総合運動公園布引体育館	布引体育館 電話：050－5801－2633 F A X：050－5801－2633 メール：higashiomisogo@mizuno.co.jp
総合運動公園布引陸上競技場	布引陸上競技場 電話：050－5802－8801 F A X：0748－22－3810 メール：higashiomisogo@mizuno.co.jp
平田体育館	平田コミュニティセンター 電話：050－8034－1950 F A X：050－8034－1950 メール：hirata-co@e-omi.ne.jp
平田グラウンド	
長山公園	長山公園 電話：050－5801－6054 F A X：050－5801－6054 メール：nagayama@higashiomi-j.com
蒲生体育館	蒲生体育館 電話：050－5801－2920 F A X：0748－55－2920 メール：gamo-gym@higashiomi-j.com
蒲生運動公園	
湖東体育館	ひばり公園 電話：050－5801－3363 F A X：0749－45－3200 メール：hibari@higashiomi-j.com
ひばり公園	
すこやかのかの杜運動公園	
おくのの運動公園	おくのの運動公園 電話：050－5801－0227 F A X：0749－46－0227 メール：okunono@higashiomi-j.com

永源寺運動公園体育館	永源寺運動公園体育館 電話：050－5801－1159 F A X：0748－27－8181 メール：持参又は F A X のみ
永源寺運動公園	
能登川アリーナ	能登川アリーナ 電話：050－5801－5099 F A X：0748－42－6111 メール：ssk-notogawa@ssksports.co.jp
能登川グラウンド	
五個荘体育館	五個荘体育館 電話：050－5801－2452 F A X：0748－48－2452 メール：持参又は F A X のみ
繖公園	
やわらぎの郷公園	やわらぎの郷公園 電話：050－5801－6880 F A X：0748－42－6880 メール：yawasato@e-omi.ne.jp
ふれあい運動公園	ふれあい運動公園 電話：050－5802－2513 メール：fureai@higashiomi-j.com 持参の場合、事前連絡必要